

あしぎんインターネットバンキング利用規定

1. あしぎんインターネットバンキングの内容
あしぎんインターネットバンキング（以下「本サービス」といいます。）とは、当行所定の申込手続きを完了し、当行がサービス利用を承認した契約者ご本人（以下「契約者」といいます。）がパソコンコンピュータ（以下「パソコン」といいます。）やスマートフォン等の端末機（以下「端末機」といいます。）を通じて、インターネットバンキング等により当行に依頼を行い、当行がその手続きを行なうサービスをいいます。
2. 本サービスの利用
契約者は以下の各条項を承認のうえ、本サービスを利用するものとします。
 - (1)申込情報（残高・入出金明細）照会
 - (2)振込・振替取引
 - (3)定期預金取引
 - (4)定期預金取引
 - (5)投資信託取引
 - (6)外貨預金取引
 - (7)ペイジー払込み
 - (8)公共料金口座振替契約の申込み
 - (9)ローン残高照会・繰上返済予約・住宅ローンの固定金利契約申込み
 - (10)住所変更届け
3. 他の利用する機器
本サービスの利用に際して使用できる端末機は、当行所定の仕様を完備したものに限ります。
4. 利用対象者
利用対象者は、当行所定の方法により、本サービスをお申込みいただいた個人のお客さまで、当行が利用を認め方に限ります。
5. 反社会的勢力との取引規約
本サービスは後記⑤(5)各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、同項の各号の一つでも該当する場合は、当行は本サービスの利用をお断りするものとします。
6. 利用時間
本サービスの利用時間は当行所定の時間内とし、利用時間は前記②の取引により異なります。ただし、当行はこの時間を契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。なお、当行の責めによらない回線工事等が発生した場合は、利用時間中であっても契約者に連絡することなく利用を一時停止もしくは中止することができます。
7. サービスの休止
当行は、システムの維持、安全性の維持、その他必要な事由がある場合は、本サービスの全部または一部を休止することができるものとします。この休止の時期および内容については、当行ウェブサイトへの掲載等により通知するものとします。
8. サービス利用口座
 - (1)サービスの利用申込みの際に、サービスの対象となる預金口座（以下「サービス利用口座」といいます。）を当行所定の方法により届けるものとします。
 - (2)サービス利用口座は当行国内本支店の契約者名義の口座に限ります。
 - (3)サービス利用口座として届出ができる預金口座・種類および口座数は、当行所定の範囲内に限ります。
 - (4)本サービス利用開始後にサービス利用口座の追加および削除を申込む場合には、申込みの都度当行所定の方法により届けるものとします。
 - (5)サービス利用口座を解約した場合は、以後本サービスにおいて当該口座に関するサービス利用はできません。
9. 代表口座
 - (1)契約者は、前記8.により届出したサービス利用口座のうち、普通預金（総合口座普通預金を含みます。）1口座をサービス代表口座（以下「代表口座」といいます。）として届出るものとし、代表口座の届出印を本サービスにおける届出印とします。
 - (2)代表口座を変更および削除することはできません。
 - (3)代表口座を解約した場合は、本サービスも自動的に解約されるものとします。
10. 手数料
 - (1)本サービスの利用にあたっては、当行所定の利用手数料およびこれに伴う消費税等を申し受けます。
 - (2)前項の利用手数料は、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）にかかる預金額・払戻請求書・キャッシュカード等の範囲内にて、当行所定の方法により届けられた代表口座から、毎月20日（休日の場合は翌営業日）に1回計算並びに引落します。なお、利用手数料は、当行が契約者の申込手続きを完了した月の月分からお支払いいただきます。
 - (3)当行は、利用手数料を契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。今後、本サービスにかかる諸手数料を新設するかは、既定する場合についても、預金通帳・払戻請求書・キャッシュカード等の提出なしに当行所定の方法により引落します。
 - (4)前記①の利用手数料についても、提供するサービス等の追加・変更に伴い、新設・変更する場合があります。新設・変更する際は、当行の定める方法により契約者へ告知します。
11. 本人確認
本サービスのご利用について、当行は利用者を契約者とみなし、契約者の本人確認は次の方法により行なるものとします。
 - (1)本サービスを利用する際に、当行は端末機によって契約者から通知された以下の各号の情報と、当行に登録されている契約者から通知されたそれぞれの情報との一致を確認することにより本人確認を行います。
 - ①ログインID
 - ②ログインパスワード
 - ③確認用パスワード
 - (2)「ログインID」「ログインパスワード」「確認用パスワード」をあわせて以下「パスワード」といいます。
 - (3)「ログインID」は、契約者が本サービスを最初に利用する際に設定する6～12桁（英数字任意）の「契約者を特定するもの」とします。
 - (4)契約者が最初に本サービスをご利用際に必要となる「仮ログインパスワード」とおよび「仮確認用パスワード」は、契約者が当行所定の方法により届出したパスワードとします。
 - (5)契約者は本サービス最初に利用される際に「仮ログインパスワード」および「仮確認用パスワード」の変更を行なってください。この変更手続きによって契約者が当行に届出たものを「ログインパスワード」とします。
 - (6)当行が前記④の方法で従て本人確認をして取引を実施したうえは、パスワードにつき不正使用、その他の事故があつた場合、当行は当該取引を契約者の有効なものとして取扱い、また、そのために生じた損害についても、当行が定める時間内が経過するまで本サービスの利用ができます（以下「ロックアウト」といいます）。
 - (7)ロックアウトが当行所定時間達った場合、その時点時点で当行は本サービスの利用を停止（以下「利用閉塞」といいます）します。本サービスの利用閉塞状態を解除し利用を再開するには、当行所定の方法により利用再開の手続きを行なう「ロックアウトパスワード」および「確認用パスワード」を登録します。
 - (8)パスワードの有効期限は、セキュリティ確保のため当行所定の期間としますので、契約者は一定期間毎にパスワードの変更を行なってください。また有効期限に限らず、端末機によりパスワードの変更を行うことができます。この場合、契約者は変更前と変更後のパスワードを送信しますが、当行が受信した変更前のパスワードとあらかじめ当行が保有する最新のパスワードが一致した場合には契約者本人からの届出とみなし、パスワードの変更を行ないます。
 - (9)パスワードは第三者に教えることなく、契約者ご自身の責任において厳密に管理してください。パスワードは本サービスをご利用いただくためのものであり、当行員であつても契約者にお尋ねすることはあります。
12. ワンタイムパスワード
 - (1)ワンタイムパスワードとは、本サービスの利用に際し、スマートフォンにダウソルードされたパスワード生成機（以下「ソフトウェアトークン」といいます。）または、キーホルダー型のパスワード生成機（以下「ハードウェアトークン」といいます。）により生成および表示された可変的なパスワード（以下「ワンタイムパスワード」といいます。）で、「ログインID」および「ログインパスワード」に加えて用いることにより、契約者本人であることを確認する一回限りの使い捨てパスワードです。
 - (2)利用方法
契約者がワンタイムパスワードを選びた場合に、契約者がソフトウェアトークンを選択した場合、ターキング機能に依頼時に指定したスマートフォンの電子メールアドレスへ電子メールを送信します。契約者は当該電子メールに基づきアドレスをダウソルードしてソフトウェアトークンの取得を行ないます。またハードウェアトークンを選択した場合、当行が契約者の代理店口座住所にて送付したハードウェアトークンを利用します。
 - (3)ターキングの発行
契約者がワンタイムパスワードの利用を希望する場合は、インターネットバンキングにログインのうえソフトウェアトークンはハードウェアトークンを選択した場合、ターキング機能に依頼時に指定したスマートフォンの電子メールアドレスへ電子メールを送信します。契約者は当該電子メールに基づきアドレスをダウソルードしてソフトウェアトークンの取得を行ないます。またハードウェアトークンを選択した場合、当行が契約者の代理店口座住所にて送付したハードウェアトークンを利用します。
 - (4)ワッカムパスワードの利用開始
契約者は、インターネットバンキングでワンタイムパスワードの利用開始手続きを行ないます。契約者が入力したワンタイムパスワードと当行が保有するワンタイムパスワードが一致した場合、当行は契約者からのワンタイムパスワードの利用開始依頼とみなしワンタイムパスワードの提供を開始します。

③ワンタイムパスワードによる本人確認手続き

ワンタイムパスワードの利用開始後は、当行はインターネットバンキングのログイン取引について、契約者から通知された「ログインID」「ログインパスワード」に加え、ワンタイムパスワードによる本人確認を行ないます。

④ワンタイムパスワードの利用解除

ア、ソフトウェアトークンをダウソルードしたスマートフォンの変更やワンタイムパスワードの利用中止を希望する場合は、契約者は当行所定の方法で届出し、当行が利用解除手続きの完了後は、契約者のログイン時の本人確認に依頼を行い、当行がその手続きを行なうサービスをいいます。

イ、ハードウェアトークンの利用中止を希望する場合は、インターネットバンキングで利用解除手続きを行ないます。契約者が当行所定の方法で利用解除手続きを行なえない場合は、ハードウェアトークンを添えて当行所定の方法で届出し、当行が利用解除手続きを行ないます。

ハ、ハードウェアトークンの紛失等により作成できない場合、当行所定の取扱手数料が発生します。

(3)ソフトウェアトークンをダウソルードしたスマートフォン、ハードウェアトークンおよびワンタイムパスワードは契約者自身の責任において厳重に管理してください。

ソフトウェアトークンをダウソルードした携帯電話またはハードウェアトークンを紛失、盗難に遭った場合は、速やかに当行に届出ください。当行への届出前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

(4)トークンの有効期限は当行所定の期限とします。また、トークンの有効期限が切った場合は、その旨を通知します。ソフトウェアトークンを利用の場合は、ソフトウェアトークンから更新手続きを行ないます。ハードウェアトークンを利用の場合は、インターネットバンキングから更新手続きを行ないます。

(5)当行が選択するワンタイムパスワードと異なる場合に、所定の回数以上連続してワンタイムパスワードを入力した場合は、当行はインターネットバンキングの利用を停止します。再度、インターネットバンキングの利用を再開する場合は、契約者は当行所定の方法により届出るものとします。

13. メール通知パスワード

(1)メール通知パスワードとは、本サービス（ワンタイムパスワード利用者を除きます。）の利用に際し、契約者の電子メールアドレスに対してお送りする可変的なパスワード（以下「メール通知パスワード」といいます。）で、「確認用パスワード」に記入して用いることにより、振込取引の内容および契約者本人であることを確認するパスワードです。

(2)利用方法

①メール通知パスワードの利用開始
ワンタイムパスワードをご利用されていない契約者は、インターネットバンキングでメール通知パスワードの利用開始手続きを行ないます。契約者が入力したメール通知パスワードと当行が保有するメール通知パスワードが一致した場合、当行は契約者のメール通知パスワードの利用開始とみなします。

②メール通知パスワードによる本人確認手続き
当行所定の取引について、「確認用パスワード」に加え、メール通知パスワードによる本人確認の手続きを行ないます。契約者が入力したメール通知パスワード等が一致した場合、当行は契約者のメール通知パスワードの利用とみなします。なお、ワンタイムパスワードの利用がない場合の支払限度額は、当行所定の金額とします。

③契約者の支払限度額が変更された場合、その時点ですでに登録されている定期自動送金については、変更後の支払限度額にかかるわざわざ処理するものとします。

④利用者が本サービスで振込操作等を行なう都度、振込内容等を自動判断し、振込取引を停止することがあります。

⑤メール通知パスワードは契約者がログアウトまたはメール通知パスワードで再度発行されるまで有効です。ログイン中は契約者が自分で厳重に管理してください。なお、ログアウト後の管理は不要です。

14. 取引認証

(1)取引認証とは、本サービスの利用に際し、端末機からインターネットを通じて当行所定の取引を行う際に、スマートフォンアドバイザーもしくは電子メールを使用して取引の内容確認を行う機能です。スマートフォンアドバイザーの利用にあたっては、契約者が所有するスマートフォンに当行所定のワンタイムパスワードアドバイザーのダウソルードが必要です。

(2)利用方法

①取引認証の利用開始
契約者が取引認証の利用を希望する場合は、本サービスにログインのうえ、当行所定の手続きにより取引認証の設定を行ないます。当行所定の手続きが完了した時点での取引認証の利用開始依頼とみなし、取引認証の提供を開始します。

②取引認証の利用
取引認証の利用

契約者は取引認証対象取引の内容を確認のうえ、当行へ依頼した取引内容と一致している場合は、当行所定の承認操作を行ないます。契約者が承認操作を行なった場合、当行は契約者の取引の依頼とみなします。

③取引認証の利用解消
取引認証の利用を解消する場合は、本サービスにログインのうえ、当行所定の手続きにより取引認証の解除を行ないます。

15. 緊急停止

(1)緊急停止とは、パソコンのウイルス感染やその他の原因により本サービスの利用を停止する必要があると判断した場合、自らの操作により本サービスを緊急停止（ログインID）することができます。

(2)緊急停止を行なった場合は、当行が緊急停止された振込・振替手数料は取り消しなど、定期自動送金は処理を停止します。その他、投資信託、外貨預金、住宅ローン等の当行所定の取引についても処理を行ないます。

(3)緊急停止を行なった月分からお支払いいただきます。

(4)当行は、利用手数料を契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。今後、本サービスにかかる諸手数料を新設するかは、既定する場合についても、預金通帳・払戻請求書・キャッシュカード等の提出なしに当行所定の方法により引落します。

(5)前記④の利用手数料についても、提供するサービス等の追加・変更に伴い、新設・変更する場合があります。新設・変更する際は、当行の定める方法により契約者へ告知します。

16. 取引の依頼方法および取引内容の確定

(1)本サービスによる取引の内容は、前記11に従った本人確認が終了後、契約者が取引に必要な事項を当行所定の方法により届けたものとします。

(2)当行が本サービスによる取引の依頼を受けた場合、契約者が依頼内容を確認しますので、その内容が正しい場合には、当行所定の方法で確認ください。この依頼内容の確認が各取引に必要な当行所定の取引時間内に行なわれ、当行が受信した時点では該当の依頼内容が確定したものとし、当行所定の方法で手続きを行ないます。

(3)当行が確認時間内に依頼内容の確認を受信したかどうかは、各取引の「ご依頼内容の照会」で契約者が確認するものとします。

(4)当行が確認時間内に依頼内容の確認を受信しなかった場合は、再度やつなおしてください。

17. 各種取引に伴う手数料および費用の引落し方法

(1)前記11の、契約者がから当行への回線の後、当行は振込・振替手数料等（以下「各種取引に伴う手数料および費用」）を、普通預金取引・定期預金取引・貯蓄預金取引をかねかねかわする金額とします。

(2)各種取引に伴う手数料および費用の引落しは定期預金の預金口座へお届けする金額とします。また、本規定に別途定めた金額とします。

(3)定期預金の満期解約預約を行なう場合は、あらかじめ入金口座の設定料が必要です。

(4)定期預金の入金または解約は、契約者が指定した「サービス利用口座」より支払いまたは入金するものとします。

(5)定期預金の解約においては、総合口座定期預金の貸出をご利用いただいている場合は、元金・利息等の入金口座を総合口座定期預金の指定預金口座とのさせとせであります。

(6)当行所定の時間帯に依頼者が取引依頼した人のために、当行は所定の処理を行ないます。なお、定期預金入金にかかる運賃料は運賃料は運賃料にかかる運賃料とします。

(7)当行が満期日（前）に定期預金の振替手数料を発行します。

(8)定期預金の通帳、印鑑の喪失等をいたしました場合、定期預金をご解約いただけないことがあります。

(9)定期預金取引にかかる出金手数料もしくは入金口座が当行所定の場合、取引できなくなることがあります。

21. 定期預金取引

(1)本サービスにおいて契約者は、「サービス利用口座」として届出いただいている定期預金口座（積立定期預金口座を含みます）に、支払定期口座に依頼停止の届出があり、それに基づき当行が所定の手続きを行なうことができます。なお、本サービスで取引のできる定期預金は当行所定の商品とします。また本規定に別途定めた金額とします。

(2)定期預金の満期解約預約を行なう場合は、あらかじめ入金口座の設定料が必要です。

(3)定期預金の入金または解約は、契約者が指定した「サービス利用口座」より支払いまたは入金するものとします。

(4)定期預金の解約においては、総合口座定期預金の貸出をご利用いただいている場合は、元金・利息等の入金口座を総合口座定期預金の指定預金口座とのさせとせであります。

(5)当行が定期預金の解約においては、運賃料を運賃料にかかる運賃料とします。また、1回あたりの取引金額・口数は当行所定の範囲内とします。

(6)当行が定期預金の解約においては、運賃料を運賃料にかかる運賃料とします。

(7)当行が定期預金の解約においては、運賃料を運賃料にかかる運賃料とします。

(8)当行が定期預金の解約においては、運賃料を運賃料にかかる運賃料とします。

(9)当行が定期預金の解約においては、運賃料を運賃料にかかる運賃料とします。

(10)当行が定期預金の解約においては、運賃料を運賃料にかかる運賃料とします。

(11)当行が定期預金の解約においては、運賃料を運賃料にかかる運賃料とします。

(12)当行が定期預金の解約においては、運賃料を運賃料にかかる運賃料とします。

(13)当行が定期預金の解約においては、運賃料を運賃料にかかる運賃料とします。

(14)当行が定期預金の解約においては、運賃料を運賃料にかかる運賃料とします。

(15)当行が定期預金の解約においては、運賃料を運賃料にかかる運賃料とします。

(16)当行が定期預金の解約においては、運賃料を運賃料にかかる運賃料とします。

(17)当行が定期預金の解約においては、運賃料を運賃料にかかる運賃料とします。

(18)当行が定期預金の解約においては、運賃料を運賃料にかかる運賃料とします。

(19)当行が定期預金の解約においては、運賃料を運賃料にかかる運賃料とします。

(20)当行が定期預金の解約においては、運賃料を運賃料にかかる運賃料とします。

(21)当行が定期預金の解約においては、運賃料を運賃料にかかる運賃料とします。

(22)当行が定期預金の解約においては、運賃料を運賃料にかかる運賃料とします。

(23)当行が定期預金の解約においては、運賃料を運賃料にかかる運賃料とします。

(24)当行が定期預金の解約においては、運賃料を運賃料にかかる運賃料とします。

(25)当行が定期預金の解約においては、運賃料を運賃料にかかる運賃料とします。

(26)当行が定期預金の解約においては、運賃料を運賃料にかかる運賃料とします。

(27)当行が定期預金の解約においては、運賃料を運賃料にかかる運賃料とします。

(28)当行が定期預金の解約においては、運賃料を運賃料にかかる運賃料とします。

(29)当行が定期預金の解約においては、運賃料を運賃料にかかる運賃料とします。

(30)当行が定期預金の解約においては、運賃料を運賃料にかかる運賃料とします。

(31)当行が定期預金の解約においては、運賃料を運賃料にかかる運賃料とします。

(32)当行が定期預金の解約においては、運賃料を運賃料にかかる運賃料とします。

(33)当行が定期預金の解約においては、運賃料を運賃料にかかる運賃料とします。

(34)当行が定期預金の解約においては、運賃料を運賃料にかかる運賃料とします。

(35)当行が定期預金の解約においては、運賃料を運賃料にかかる運賃料とします。

(36)当行が定期預金の解約においては、運賃料を運賃料にかかる運賃料とします。

(37)当行が定期預金の解約においては、運賃料を運賃料にかかる運賃料とします。

(38)当行が定期預金の解約においては、運賃料を運賃料にかかる運賃料とします。

(39)当行が定期預金の解約においては、運賃料を運賃料にかかる運賃料とします。

(40)当行が定期預金の解約においては、運賃料を運賃料にかかる運賃料とします。

(41)当行が定期預金の解約においては、運賃料を運賃料にかかる運賃料とします。

(42)当行が定期預金の解約においては、運賃料を運賃料にかかる運賃料とします。

(43)当行が定期預金の解約においては、運賃料を運賃料にかかる運賃料とします。

(44)当行が定期預金の解約においては、運賃料を運賃料にかかる運賃料とします。

(45)当行が定期預金の解約においては、運賃料を運賃料にかかる運賃料とします。

(46)当行が定期預金の解約においては、運賃料を運賃料にかかる運賃料とします。

(47)当行が定期預金の解約においては、運賃料を運賃料にかかる運賃料とします。

(48)当行が定期預金の解約においては、運賃料を運賃料にかかる運賃料とします。

(49)当行が定期預金の解約においては、運賃料を運賃料にかかる運賃料とします。

(50)当行が定期預金の解約においては、運賃料を運賃料にかかる運賃料とします。

(51)当行が定期預金の解約においては、運賃料を運賃料にかかる運賃料とします。

(52)当行が定期預金の解約においては、運賃料を運賃料にかかる運賃料とします。

(53)当行が定期預金の解約においては、運賃料を運賃料にかかる運賃料とします。

(54)当行が定期預金の解約においては、運賃料を運賃料にかかる運賃料とします。

(55)当行が定期預金の解約においては、運賃料を運賃料にかかる運賃料とします。

(56)当行が定期預金の解約においては、運賃料を運賃料にかかる運賃料とします。

(57)当行が定期預金の解約においては、運賃料を運賃料にかかる運賃料とします。

(58)当行が定期預金の解約においては、運賃料を運賃料にかかる運賃料とします。

(59)当行が定期預金の解約においては、運賃料を運賃料にかかる運賃料とします。

